

第4章

重点プロジェクト

地域住民が抱える課題の中には、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など従来の福祉分野別の課題だけでなく、日常的に誰かの支え助けを必要としており、その解決のためには、行政だけでなく、福祉関係者や地域福祉活動、さらには隣近所の人たちなどによる助け合いが求められている課題も数多く存在しています。

第1期計画では、このような地域福祉の概念の周知啓発を図ってきましたが、計画内容が総花的となり、進捗管理が困難となっているという課題もあります。

そのため、第2期計画では、

- ①本市として、早急に対応すべき課題（5つの基本目標に波及効果のある課題）
- ②地域福祉のしくみとして、地域、社会福祉協議会・専門職等、市という3つの担い手の協働の強化に対応できる
- ③具体的進捗管理ができる

上記の視点に基づき、重点プロジェクトを設定するものとします。また、この重点プロジェクトの性質から、毎年目標を設定し、早期に取り組むものとします。

重点プロジェクト

(1) 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり

～ **人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト** ～

(2) 地域防災を切り口とした地域での担い手育成のしくみづくり

～ **“互助”再生プロジェクト** ～

(3) 計画推進のためのフォローアップのしくみづくり

～ **地域福祉推進プロジェクト** ～

1 地域での課題共有と課題解決のしくみづくり ～ 人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト ～

プロジェクトの目的

私たちが住む地域には、子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人がともに暮らしています。生まれてからずっと同じ地域で暮らしている人もいれば、他の地域から本市に転入してこられた方、外国から来られた方もいます。

現在の複雑化する社会の中から生じるさまざまな生活上の問題は、高齢者や障がい者など特定の人の特長な問題ではなく、すべての人のふだんの暮らしの中にあるものです。そうした生活上の問題を解決するためには、既存の相談窓口をより生活に身近で使いやすいものにしていく必要があります。そのためには、地域での支え合いの連携が重要となります。

また、このような窓口を持ち込まれた相談を迅速に確実に必要とする支援につなげていくしくみがあれば、地域での暮らしは安心なものとなります。

本市では、地域での生活課題の共有と課題解決のしくみづくりを「人とひと地域の福祉資源つながりプロジェクト」として推進していきます。

身近な相談窓口の充実

現在さまざまな場所で実施されている子育てや高齢者、障がい者に係る各種相談窓口の利用実態を踏まえ、さらに利用しやすい相談機関となるよう研究を進めます。また、地域における身近な相談窓口として配置しているCSWが既存の各種相談窓口と連携することにより、その配置についてより効率的な再編を検討します。

さらに地域で問題や不安を抱えている人が、高齢者、子ども、障がい者等の枠組みにとらわれず、より気軽にだれでも何でも総合的に相談できる窓口として、CSWと社会福祉協議会による「福祉なんでも相談窓口」（仮称）の設置を検討します。

「福祉なんでも相談窓口」（仮称）では、生活上のあらゆる相談が想定されるため、その問題解決に向け相談内容に応じて適切な専門機関へつないでいきます。

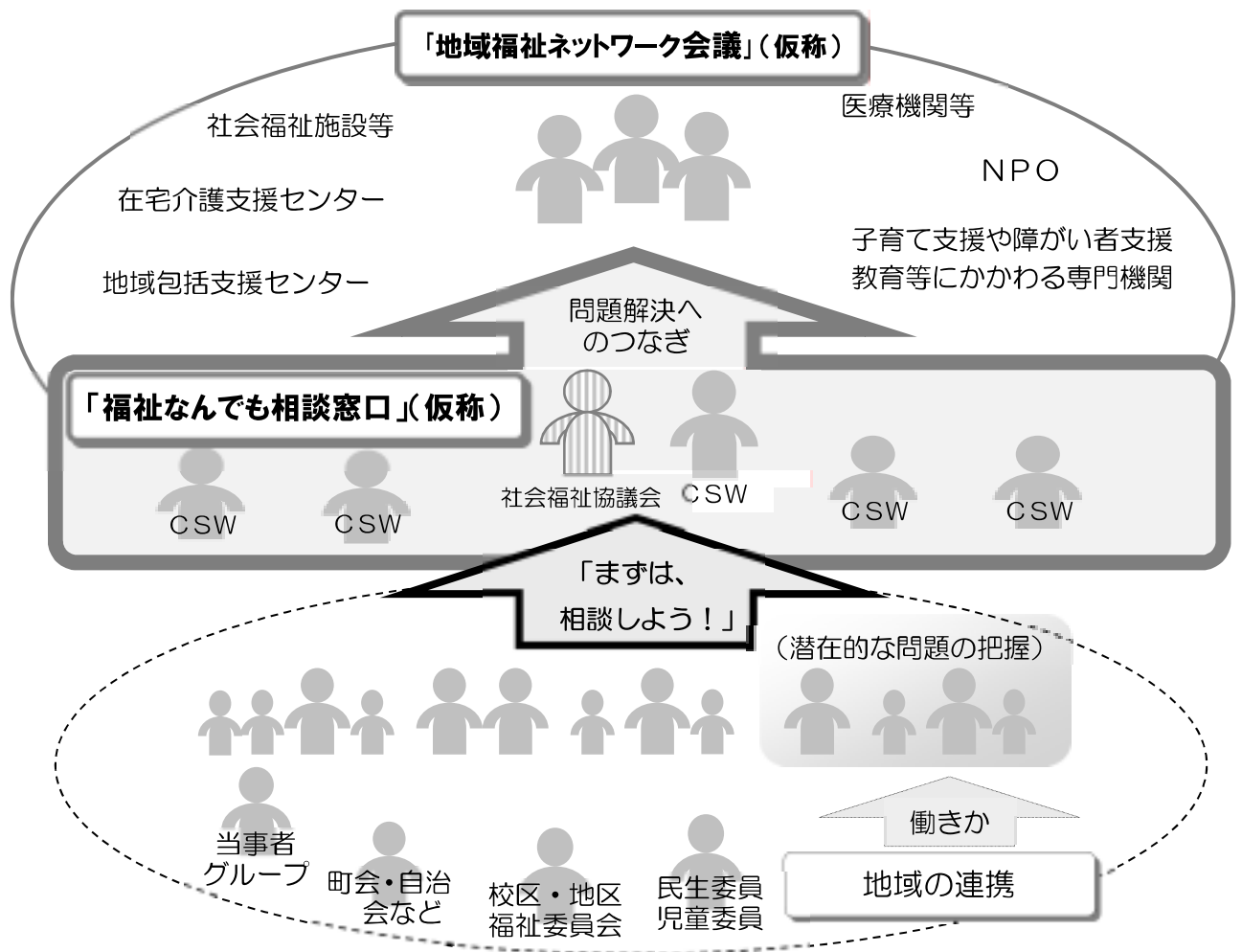
相談場所については、既存の公共施設の活用を中心に、社会福祉施設や民間事業者等の協力を得て、相談者のより身近な場所での確保を図り、地域福祉活動団体との連携により、地域での潜在的な福祉課題の把握につなげていきます。

専門機関のネットワークの構築

地域の相談窓口からそれぞれの専門機関につながり、専門職によるアドバイスや適切な対応がなされるよう、地域、行政、社会福祉協議会、社会福祉事業者、各種専門機関等が連携し、総合相談支援機能の整備に取り組むことが求められます。

とりわけ、専門機関の連携については、地域福祉のコーディネーターとしての役割を担うCSWと社会福祉協議会が中心となり、地域包括支援センター、在宅介護支援センターをはじめ、子育て支援や障がい者支援、教育等にかかわる専門機関、社会福祉施設等が参加し、身近な相談窓口で対応が困難な課題の問題解決に向け、情報交換や分野を越えた効果的な支援を図る連絡会議「地域福祉ネットワーク会議」（仮称）の構築に向けて取り組みます。

図 「地域の福祉資源のつながり」のイメージ



【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
「福祉なんでも相談窓口」（仮称）の設置	<ul style="list-style-type: none"> 既存の相談窓口実態調査 福祉なんでも相談の実施 CSW再編の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉なんでも相談の検証・見直し CSW再編 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉なんでも相談の検証・見直し CSW配置検証・見直し 		
「地域福祉ネットワーク会議」（仮称）設置	設置	窓口との連携も含めた検証・見直し			

2 地域防災を切り口とした地域での担い手育成のしくみづくり ～ “互助” 再生プロジェクト ～

プロジェクトの目的

近年、全国各地で発生した地震・台風・大雪などの自然災害は、大きな被害をもたらしました。

本市では、災害が発生した時に、自力では避難が困難な高齢者など支援を必要とする人（災害時要援護者）の安全確保と避難支援を図るとともに、『共助』による絆づくりをはじめ『共助』ができる地域のしくみづくりを進めています。

大規模な自然災害に適切に対処するためには、『公助』はもちろんのことですが、自らの身は自らが守る『自助』とともに、地域の住民同士が助け合う『共助』が大きな力となります。そのためにも、平常時の防災活動としての見守り活動が何よりも大切になります。

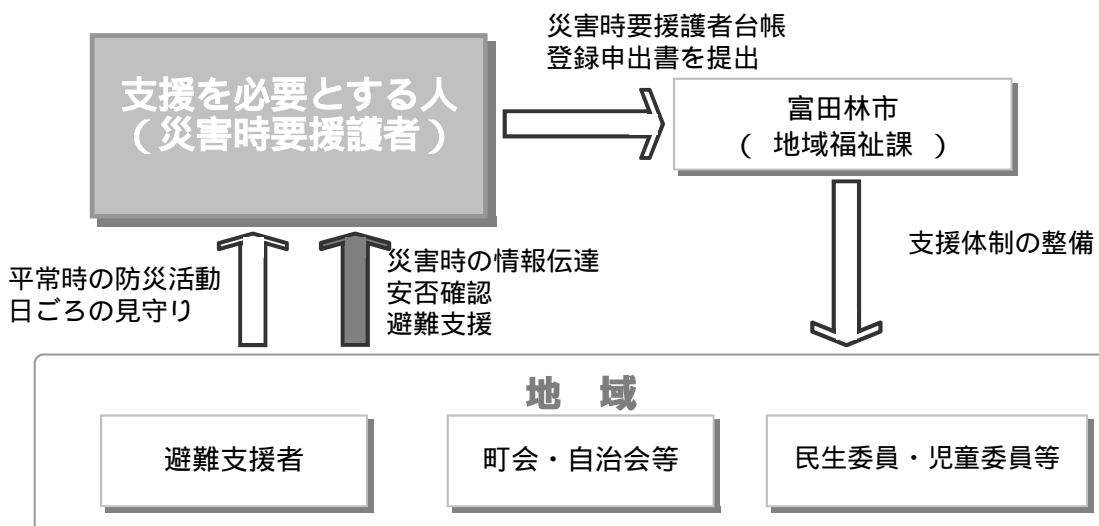
こうした活動を促進することにより、日ごろからの隣近所付き合いへと発展させる「“互助” 再生プロジェクト」により、災害時の地域ぐるみの助け合い（共助）をさらに強いものとし、地域での新たな担い手育成へとつなげます。

地域防災における「自助・共助・公助」

- 自助とは** 日ごろから家庭で災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ることを言います。
- 共助とは** 地域の要援護者を避難支援したり、周りの人たちと声を掛け合いながら避難するなど、地域ぐるみの助け合いのことを言います。
- 公助とは** 市役所や警察・消防による救助活動など、公的支援のことを言います。

互助とは 日ごろからの隣近所の付き合いのことを言います。

図 災害時要援護者支援プラン



災害時要援護者台帳の整備の推進

本市では、平成23年3月策定の災害時要援護者支援プランに基づき、災害時要援護者の支援を適切に行うため、災害時要援護者台帳の整備を推進しています。今後はさらなるニーズの把握のため、地域の民生委員・児童委員の見守り活動等を通して制度の周知を図り、また、情報の適切な更新に努めます。

地域での支援体制の整備

災害時要援護者に対して、災害が発生した際の安全確保と避難支援を行うため、地域において地域の住民による支援組織の整備の促進を図ります。

平常時の防災活動の推進

災害時における支援活動を円滑に進めるため、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、学校などが協力して地域における避難訓練を実施するなど、災害時要援護者の支援に向けた定期的・継続的な取り組みが必要です。とりわけ地域の支援者と災害時要援護者の関係づくりは重要であることから、平常時から声かけや見守り活動の実施を促進します。

【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域支援組織設立 地域累計数	20	30	35	40	45

3 計画推進のためのフォローアップのしくみづくり ～ 地域福祉推進プロジェクト ～

プロジェクトの目的

本市では、福祉の個別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、「次世代育成支援行動計画」などが策定されています。

地域福祉計画は、福祉の部門だけでなく、防災、生涯学習、男女共同参画等の各部門で策定された個別計画で捉えている課題を横断的、かつ総合的に福祉課題として把握することができます。

ライフスタイルの多様化や規制緩和、労働環境の変化や経済的な不況により、無縁社会、ニート、ホームレスなどの社会問題が顕在化しています。このような新たな社会問題に対しては、従来の縦割りによる庁内体制だけでは対応しきれなくなってきました。

こうした状況において、計画の理念や目標の達成度合いを計り、新たな課題に対応するため、「地域福祉推進プロジェクト」として、計画推進のためのフォローアップのしくみを住民参加のもと構築していきます。

組織横断的な庁内組織の設置

本計画の進捗管理については、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉をはじめ多岐にわたる行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

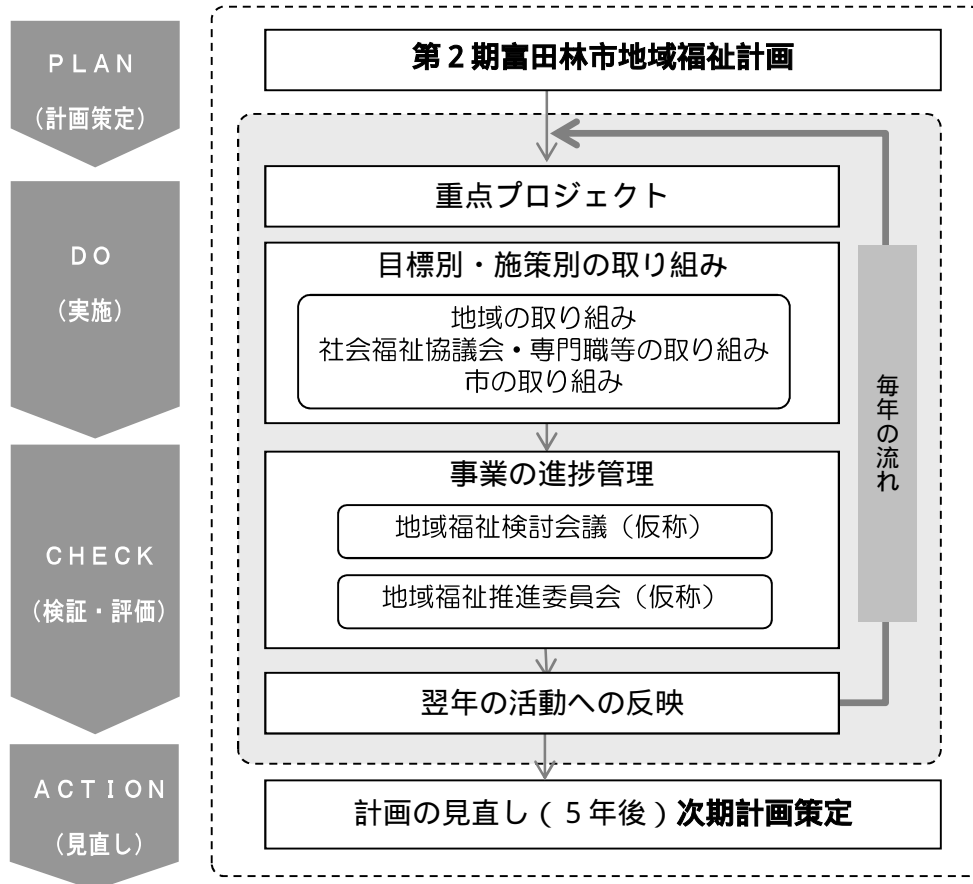
また、本計画の推進にかかる基本的な考え方にも示すように、地域福祉の推進には、市民、地域組織、福祉関係の専門機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組む必要があることから、行政が実施する事業の進捗管理に加えて、地域での取り組み状況の把握についても努める必要があります。

上記の本計画の事業の点検・評価といった推進管理に加えて、今後発生する新たな課題やニーズへの対応の検討のために、組織横断的な庁内関係各部課による「地域福祉検討会議」（仮称）の設置を行います。

計画の推進・評価体制の整備と定期的な見直し

本計画の検証・評価については、その実施方法の検討も含めて、その客観性、公平性の観点から、市民や関係団体、有識者で組織する「地域福祉推進委員会」（仮称）を設置し、毎年実施します。

図 フォローアップの手順



富田林市地域福祉活動計画との連携

富田林市社会福祉協議会の「富田林市地域福祉活動計画」は、地域活動者と福祉・医療専門職が中心となって策定した計画であり、本計画と共働策定した経緯から、車の両輪のような関係になっており、内容を共有しています。

今後それぞれの計画を進めていくにあたり、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援、助言を行うとともに、より一層の連携を強め、地域の福祉力の向上を図ります。

同時に両計画の実現には、地域での協働は必要不可欠であり、市、社会福祉協議会・専門職等、地域との連携・協働を図ります。

【プロジェクトの目的達成に向けた事業実施の進捗管理】

実施内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画の実現のための事業の進捗管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議の発足 推進委員会の発足準備 	<ul style="list-style-type: none"> 推進委員会の発足 検証方法の検討 検証 	検証	検証	計画の見直し